

18 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職で採用困難と認められる職、獣医学に関する専門的知識を有し採用困難と認められる職又はそれ以外の職で特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用に特別の事情があると認められる職に一定期間支給する。

条例第9条の2

(1) 支給要件

(ア) 支給する職

条例第9条の2

- (i) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、次に掲げるものに採用された者

規則7—4 1 第2条

- a 離島その他のへき地に所在する公署に置かれる職で、採用による欠員の補充が著しく困難であると人事委員会が認めるもの
- b 市及び町村に所在する公署のうち次に掲げるものに置かれる職で、採用による欠員の補充が困難であると人事委員会が認めるもの

〔昭和37年通知〕
第93号

仙南保健福祉事務所、仙台保健福祉事務所、北部保健福祉事務所、北部保健福祉事務所栗原地域事務所、東部保健福祉事務所、東部保健福祉事務所登米地域事務所、気仙沼保健福祉事務所、子ども総合センター、中央児童相談所、北部児童相談所、東部児童相談所、リハビリテーション支援センター及び精神保健福祉センター

- c a及びbに掲げる職以外の職

条例第9条の2

- (ii) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる職（(i)に掲げる職を除く）で人事委員会規則で定めるもの（注）
- (iii) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる職で、行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表(二)の適用を受ける職員
- (iv) (i) (ii) (iii)以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの（注）
- （注）「人事委員会規則で定めるもの」に該当する職はない。

規則7—4 1 第2条
第2項

(イ) 職員の範囲

- (i) 前記(ア)(i)の職に採用された職員であって、その採用が大学（短期大学を除く。）卒業の日から35年を経過するまでの期間（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを卒業した者については、人事委員会の定める経過期間）内に行われた職員
- (ii) 前期(ア)(iii)の職に採用された職員であって、その採用が大学卒業の日から15年を経過するまでの期間内に行われた職員

規則7—4 1 第3条

(ウ) 支給要件の特例

前記(ア)の職に在職する職員のうち、前記(イ)に定める職員の要件に準じて人事委員会が定める要件を満たしている者（以下「第4条各号該当職員」という。）に対しても、この手当を支給する。

規則7—4 1 第4条

(2) 支給期間及び支給額

規則7—4 1 第6条

(ア) 支給期間

- (i) 前記(1)(ア)(i)の場合 35年
- (ii) 前記(1)(ア)(iii)の場合 15年

- (イ) 支給額 職員の区分及び期間の区分に応じて、別表第1（給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員（60歳を超える職員等）は、当分の間、別表第2）に掲げる額（注）

規則7—4 1 第6条
の2

（注）育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して

得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

※ この場合において、医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対するこの表の適用については、大学(旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものも含む。)卒業の日の属する月の翌月の初日からそれぞれ採用の日の前日又は第4条各号該当職員となった日の前日までの期間に相当する期間は、この手当は支給されていたものとする。

別表第1

職員の区分 期間の区分		1項職員〔前記(1)(ア)(i)〕			2項職員 〔同(iii)〕
		1種〔a〕	2種〔b〕	3種〔c〕	
	1年未満	415,600円	369,500円	309,200円	50,400円
1年以上	2年未満	415,600	369,500	309,200	47,400
2年以上	3年未満	415,600	369,500	309,200	44,400
3年以上	4年未満	415,600	369,500	309,200	41,400
4年以上	5年未満	415,600	369,500	309,200	38,400
5年以上	6年未満	415,600	369,500	309,200	35,400
6年以上	7年未満	415,600	369,500	309,200	32,400
7年以上	8年未満	415,600	369,500	309,200	29,400
8年以上	9年未満	415,600	369,500	309,200	26,400
9年以上	10年未満	415,600	369,500	309,200	23,400
10年以上	11年未満	415,600	369,500	309,200	20,400
11年以上	12年未満	415,600	369,500	309,200	17,400
12年以上	13年未満	415,600	369,500	309,200	14,400
13年以上	14年未満	415,600	369,500	309,200	11,400
14年以上	15年未満	415,600	369,500	309,200	8,400
15年以上	16年未満	415,600	369,500	309,200	
16年以上	17年未満	411,200	365,500	305,900	
17年以上	18年未満	406,800	361,500	302,600	
18年以上	19年未満	402,400	357,500	299,300	
19年以上	20年未満	398,000	353,500	296,000	
20年以上	21年未満	393,600	349,500	292,700	
21年以上	22年未満	375,700	333,800	279,700	
22年以上	23年未満	355,900	316,600	265,700	
23年以上	24年未満	336,600	299,900	252,200	
24年以上	25年未満	317,200	283,000	238,300	
25年以上	26年未満	297,700	266,100	224,600	
26年以上	27年未満	275,000	245,300	207,000	
27年以上	28年未満	252,800	224,900	189,900	
28年以上	29年未満	230,400	204,500	172,600	
29年以上	30年未満	207,600	183,700	155,000	
30年以上	31年未満	182,800	161,800	137,000	
31年以上	32年未満	157,900	139,900	118,700	
32年以上	33年未満	133,300	118,200	100,800	
33年以上	34年未満	97,500	88,200	76,200	
34年以上	35年未満	62,200	58,400	51,900	

別表第2

職員の区分 期間の区分		2 項職員
	1 年未満	35,300 円
1 年以上	2 年未満	33,200
2 年以上	3 年未満	31,100
3 年以上	4 年未満	29,000
4 年以上	5 年未満	26,900
5 年以上	6 年未満	24,800
6 年以上	7 年未満	22,700
7 年以上	8 年未満	20,600
8 年以上	9 年未満	18,500
9 年以上	10 年未満	16,400
10 年以上	11 年未満	14,300
11 年以上	12 年未満	12,200
12 年以上	13 年未満	10,100
13 年以上	14 年未満	8,000
14 年以上	15 年未満	5,900

(3) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

規則7—4 1 第9条